

水振第 282 号
平成28年7月29日

一般社団法人 北海道水産土木協会会長 様

北海道水産林務部長

魚礁工事における設置誤差の許容範囲について

このことについて、下記のとおり許容範囲を変更し、平成29年4月1日以降に海上施工する工事から適用することとしましたのでお知らせしますとともに、会員各位への周知についてご協力をお願いします。

記

許容範囲について

ゾーン配置、乱積配置

- ・水深60m以上 30m
- ・水深60m未満 水深の1/2

山積配置

- ・20m

計画配置

- ・配置間隔の1/2

〔水産振興課漁場整備グループ 小川〕
電話 011-204-5470

